

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

市では、食費などの物価高騰に直面し、影響を受けた子育て世帯に対し支援を行うため「子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受け付けています。

### ▶支給対象

#### 【ひとり親世帯】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親世帯の児童(障害児の場合は20歳未満)を監護・養育する方で、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親(申請時点)の方

#### 【ひとり親世帯以外の子育て世帯】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護・養育する

方で、令和5年1月以降に食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当収入となった方

※すでに子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給している方は支給対象外

▶**給付額** 児童1人当たり5万円

▶**申請受付期間**

令和6年2月29日(休)まで

※土曜日、日曜日の午後、祝日および年末年始を除く

▶**その他** 申請に必要な書類や支給方法などは、市ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** 子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)



ひとり親世帯分



ひとり親世帯以外の子育て世帯分

## ひとり親家庭などの手当のご案内

市では、ひとり親家庭などに対する支援を行っています。

### 児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害者の場合で、18歳までのお子さん(お子さんが一定の障害を有する場合は20歳未満まで)を養育している方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、受給資格者や生計を一にしている扶養義務者の所得によっては手当が支給されない場合があります。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは父母に代わってそのお子さんを養育している方に支給します。

- ・父母が婚姻を解消したお子さん
- ・父または母が重度の障害の状態にあるお子さん
- ・父または母が死亡したお子さん
- ・父または母に1年以上遺棄されているお子さん
- ・父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- ・婚姻によらないで生まれたお子さん

※障害年金を受給している方で、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を受給できます。遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等の障害年金以外の公的年金や障害厚生年金(3級)のみを受給している方で、その額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分が手当として支給されます。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請者やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

- ・父または母が婚姻しているとき(内縁関係にある場合や事実上婚姻関係にある場合を含む)

### 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満のお子さんを育てている方に支給します。手当は、申請を受け付けた翌月分から対象となりますが、養育者の所得によっては支給されない場合があります。

●次のような場合には受けられません。

- ・申請する方やお子さんが日本国内に住所を有しないとき
- ・お子さんが障害による公的年金を受けられるとき
- ・お子さんが児童福祉施設などに入所しているとき

### ひとり親家庭等児童養育手当

ひとり親家庭で義務教育期間中のお子さんを養育している方に手当を支給します。

●次のいずれかに該当するお子さんを育てている父または母、もしくは養育者に支給します。

- ・父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
- ・父母が婚姻(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)を解消したお子さん
- ・婚姻によらないで生まれたお子さん

●次のような場合には受けられません。

- ・生活保護を受給している世帯
- ・保護者の現年度(4月分から7月分)の手当は前年度)の市民税所得割が課税されている

▶**問い合わせ** 子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

## 要介護認定者の障害者控除認定書を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、65歳以上の要介護認定者で、これらの手帳の交付を受けていない方でも、市が発行する障害者控除認定書により、控除を受けることができます。認定書の交付を希望する方は、申請が必要になりますので、お早めに申請してください。

なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

▶**対象** 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けており、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方

▶**必要書類** 介護保険被保険者証、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証など)

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課介護保険グループ(内線269)

## 医療費助成事業の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成事業	市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳に達する日以降、最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食費・療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかります。先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。</li> <li>・保護者名義の預金通帳</li> <li>・印鑑(朱肉を使用するもの)</li> <li>・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul> ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成事業	①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級～3級の方</li> <li>・療育手帳④・A・Bの方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方</li> </ul> ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあった方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳</li> <li>・健康保険証</li> <li>・預金通帳</li> <li>・印鑑(朱肉を使用するもの)</li> <li>・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul> ※代理人が申請する場合はあらかじめご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害のある親と子(子どもが18歳に達する日以降、最初の3月31日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により、支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・預金通帳</li> <li>・印鑑(朱肉を使用するもの)</li> <li>・個人番号カード、または通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書</li> </ul>

▶**受給資格の始期** 原則、申請日。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、出生日や転入日が始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(金)～令和6年1月3日(水))に出生届を提出される方で、出生日から15日目が年末年始の閉庁日である場合、出生日にさかのぼれる申請日は、1月4日(木)のみとなります。1月4日(木)を過ぎてしまうと、申請日以降の医療費のみ助成となりますので、ご注意ください。

▶**医療費助成できないもの**

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
- ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの

※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶**問い合わせ** 保険年金課医療国民年金グループ(内線226・227)